

理事会議事録

- 1 開催日時 平成25年5月9日(木)午後2時～
- 2 開催場所 大阪市立社会福祉センター3階 第1会議室
- 3 議事の内容

司 会 定刻がまいりましたので、ただ今から理事会を開催いたします。
私、本日の司会を務めさせていただきます、総務部長代理で経営改革推進担当を
しております浅井でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
次に、本日の出席状況でございますが、理事定数25名、現在員数21名、本日
の出席者19名、書面による出席2名、出席者合計21名でございます。従いまし
て、理事総数の3分の2以上に達しておりますので、定款第12条第5項の規定に
より、本会議は有効に成立していることをご報告いたします。どうぞよろしくお願
い申し上げます。
まず、はじめに、乾会長からごあいさつを申し上げます。

乾 会 長 (あ い さ つ)

司 会 続きまして、大阪市福祉局を代表いたしまして、西嶋局長様にごあいさつをお
願ひいたします。

西嶋局長 (ご あ い さ つ)

司 会 どうもありがとうございました。
引き続きまして、こども青少年局を代表いたしまして、内本局長にごあいさつ
をお願いいたします。

内本局長 (ご あ い さ つ)

司 会 どうもありがとうございました。
西嶋局長、内本局長におかれましては、公務のため、ここで退席されます。
次に、新たに、ご就任いただきました理事をご紹介申し上げます。天王寺区社
会福祉協議会長の小西理事でございます。
続きまして、本会の管理職に異動がございましたので、ご紹介申し上げます。
4月1日付けで就任いたしました藤原地域福祉課長兼成年後見支援センター
所長でございます。石川福祉事業課長でございます。瀧谷介護サービス相談セン
ター副所長でございます。
次に、大阪市より新任の担当管理職の方にお越しいただいておりますので、ご
紹介申し上げます。福祉局生活福祉部の平井地域福祉課長でございます。
それでは、ただ今から議事に入りますが、理事会の議長は定款第12条第4項
の規定により、その都度選任することになっております。
こちらから、ご指名させていただきます、よろしいでしょうか。

(異 議 な し)

司 会 異議なしということでございますので、議長を乾会様にお願いいたします。
乾会長様、よろしくお願い申し上げます。

乾 議 長 まず、理事会の議事録の署名人を決めさせていただきます。
議事録の署名人は、定款により2名選任することになっておりますが、こちらから指名させていただいて、よろしいでしょうか。

(異 議 な し)

異議なしということですので、議事録の署名人は、淀川区社協会長の高橋理事と朝日新聞厚生文化事業団大阪事務所長の橋本理事にお願いします。
どうぞよろしくお願いいたします。

乾 議 長 それでは、議案書に基づきまして、議事を進めてまいります。

<第1号議案> 役員及び評議員の選任に関する規程の一部改正(案)について

乾 議 長 第1号議案の役員及び評議員の選任に関する規程の一部改正(案)について、事務局から説明してください。

東 局 長 事務局長の東でございます。

第1号議案の「役員及び評議員の選任に関する規程」の一部改正について、ご説明申し上げます。資料1をご覧ください。

まず、第2条、理事の選任区分でございますが、第2項では、公私社会福祉事業施設・団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者から9名を選出することとなっておりますが、昨年8月の大阪市人権協会の解散に伴いまして、1名減員となりますので、選出区分の(4)社会福祉関係公務員、社会福祉に関係ある団体の代表者及び学識経験者等において、5名から1名増員の6名に改正するものでございます。

次に、第4条の評議員の選任区分でございますが、より幅広い分野からご就任いただきたいと存じますので、第2項におきまして、公私社会福祉事業施設・団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者から13名から1名増員の14名とさせていただき、第4項の社会福祉関係公務員、社会福祉に関係ある団体の代表者及び学識経験者等から1名減員する改正内容となっております。

なお、改正日は、評議員新任期の開始日にあたります本年5月16日でございます。

また、理事の選任につきましては、定款第10条第2項に基づき、来る5月28日に開催されます評議員会で選任することとし、本理事会では、選出区分の人数についてご審議をお願いするものでございます。

以上、第1号議案の「役員及び評議員の選任に関する規程」の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

なにとぞ、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

乾 議 長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。ご意見・ご質問がないようでございますので、ご承認いただけますか。

(異議なし)

乾 議 長 異議なしということですので、第1号議案は、原案どおり決定いたします。

<第2号議案> 評議員の選任について

乾 議 長 では、続きまして、第2号議案の評議員の選任について、事務局から説明してください。

東 局 長 事務局長の東でございます。

評議員の選任につきましては、定款第17条第1項並びに第3項の規定により、理事会で選任するとされております。現在の評議員の任期は平成23年5月16日から平成25年5月15日までとなっておりますことから、向こう2年間の評議員をお諮りするものでございます。

それでは、資料2-1をご覧くださいと存じます。

まず、「区社会福祉協議会の代表者」につきまして、住吉区社協の米田千晴会長が平成25年3月31日付けで区社協会会長をご退任され、岸田 満会長がご就任されましたので、新たに岸田会長に評議員をお願いしたいと存じます。他、13名の方々は引き続き、評議員をお願いしたいと考えております。なお、旭区社協の吉田会長におかれましては、民連副会長として理事に就任されておりますことから、1名欠員となっております。

次に、「公私社会福祉事業施設・団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者」につきましては、「大阪市老人福祉施設連盟会長」の後藤静男評議員から平成25年4月22日付けで辞任の申し出がございました。「産経新聞厚生文化事業団専務理事」の大船一美評議員から平成25年4月25日付けで辞任の申し出がございましたので、後任には同じく「産経新聞厚生文化事業団」の平田篤州理事長に評議員をお願いしたいと存じます。さらに、新たな団体から「大阪市手をつなぐ育成会」の笹野井庸夫理事長、「大阪社会福祉士会」の三木一雄会長に評議員をお願いしたいと存じます。新たに評議員をお願いする3名の方につきましては、資料2-2に略歴書を記載いたしております。

次に、「民生委員・児童委員等奉仕者の代表者」でございますが、8名全員の方々に引き続き評議員をお願いしたいと存じます。

最後に、「社会福祉関係公務員、社会福祉に関係ある団体の代表者及び学識経験者等」につきましては、大阪市の人事異動により欠員となっております、大阪市区役所関係管理職につきまして、お諮りいたします

まず、区長でございますが、浪速区長で大阪市区長会の福祉健康部会長である玉置賢司区長に新たにご就任をお願いするものでございます。玉置区長の略歴につきましては、資料2-2に記載いたしております。また、24区役所保健福祉センターの各所管担当課長会からは、保健業務主管課長会幹事長の上原浩二大正区役所保健福祉課長、福祉担当課長会幹事長の野村勝久鶴見区役所保健福祉課長、生活支援担当課長会幹事長の山内真一西成区役所生活援助担当課長にご就任をお願いするものでございます。他、10名の方々につきましては、引き続き評議員をお願いしたいと存じます。

以上、第2号議案の評議員の選任につきまして、説明申しあげました。

なにとぞ、ご審議の程、よろしくお願い申しあげます。

乾 議 長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。ご意見・ご質問がないようでございますので、ご承認いただけますか。

（ 異 議 な し ）

異議なしということですので、第2号議案は、原案どおり決定いたします。予定の議案は、以上ですが、その他で、報告をお願いします。

<報 告> 「地域活動をすすめるための大切な視点」について

北村代理 平成25年3月、地域福祉活動の意義やこれからも大切にしたいポイントをまとめた「地域福祉活動をすすめるための大切な視点」を策定いたしました。

策定の背景ですが、大阪市におきましては、これまで、平成16年に、大阪市の「大阪市地域福祉計画」と大阪市社協の「大阪市地域福祉活動計画」を策定し、それに基づいて、24区全区で、区地域福祉アクションプランを策定し、区役所と区社協が車の両輪となって、地域福祉を進めてまいりました。

しかし、平成24年度、大阪市では、市政改革の方向性に沿って、ニア・イズ・ベターの考えのもと、市レベルの計画策定ではなく、区の特性や課題に応じた地域福祉の推進に向けて、区の計画策定のための「大阪市地域福祉推進指針」が策定されることになりました。

区におきましては、これまで、市レベルの両計画のもとに、推進されてきました区地域福祉アクションプランにつきまして、見直し・発展的解消となる区もあり、また小地域におきましては、地域活動協議会の形成・運営が進められるなど、地域福祉活動の基盤が大きな変化を迎えております。

このような状況の中で、これまでの取り組みが絶えることが無いように、区・地域において、これまで地域福祉に関わってこられた人たちや、その取り組みを支援する区社協や専門職に対して、改めて地域福祉活動の意義や、普遍的に大切にすべきポイントをまとめて、発信することが必要であろうと、地域福祉活動推進委員会で検討し、この「大切な視点」を策定して、広く発信していくことにしました。

「大切な視点」の活用につきましては、地域福祉推進の取り組み検討・方向性確認にあたっての拠り所としていきたいと考えています。地域福祉活動の啓発・学習ツールとして、また区・小地域における地域福祉活動の方向性を検討する際のツールとして活用していただきたいと思っております。

リーフレットをご覧ください。広く、お年寄りから、子どもたちまで、手に取っていただけるように、わかりやすい言葉使いやイラストに配慮して、作成しました。

リーフレットをお開きください。「私たちの手で、つながり、支えあいの地域をつくる」ために、大切にしたい視点を、①一人ひとりの暮らしを大切にするしくみをつくる、②同じ課題を抱える人たちを中心としたつながりをつくる、③多様な人・組織の強みを生かした活動参加と協働をすすめる、④福祉の心を育み学びの機会をつくる、⑤地域と社会福祉施設・福祉サービス事業者の交流と連携を強める、⑥災害時に誰も取り残されない地域をつくる、の6つにまとめ、大きな木の果実に例えました。

そして、この6つの視点と、その取り組みを充実させるために、共通する3つの基本的な事項をええ要素（栄養素）に例えています。3つの要素を意識しながら

北村代理

ら、6つの視点で、取り組みを進め、左上にある「つながり・支えあうことができる（地域）福祉コミュニティ」をめざしましょうと呼びかけています。

今後、この「大切な視点」を、地域福祉推進の様々な場面で、広くご活用いただきたいと考えております。

乾 議長

ただ今の報告について、ご意見・ご質問はありませんか。

では、続いて、東日本大震災の支援活動に対する厚生労働大臣の感謝状について、報告してください。

<報告> 東日本大震災の支援活動に対する厚生労働大臣からの感謝状の贈呈について

山中部長

総務部長の山中でございます。

東日本大震災の支援活動に対する厚生労働大臣からの感謝状の贈呈につきまして、ご報告申し上げます。お手元にお配りしております厚生労働大臣からの感謝状の（写）と広報誌「大阪の社会福祉」をご覧ください。

大阪市社会福祉協議会並びに市内24区社会福祉協議会では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災におけるさまざまな支援活動を実施してまいりました。

まず、近畿ブロック社協の仲間とともに、仙台市及び気仙沼市をはじめ現地災害ボランティアセンターの運営を支援するため、平成23年3月16日から11月1日まで約7か月間、延べ120人の職員の継続派遣を行いました。

また、街頭での募金活動や義援金口座を設置し、2,400万円余の寄付金が寄せられ、大阪府共同募金会等を通じまして、被災地に届けさせていただきました。

ボランティアによる被災地支援活動では、平成23年4月から9月までの合計12回、宮城県石巻市・気仙沼市、岩手県陸前高田市等へ「ボランティアバス」の運行を行い、延480人のボランティアの皆さんが参加されました。

さらに、区社協では、大阪市内へ避難してこられた皆さんの生活支援や相談を行い、被災者同士の交流を行うため、平成23年4月17日、社会福祉研修・情報センターにおいて「がんばろう東北 住民の集い」を開催しました。

本年3月11日、大阪市社会福祉協議会並びに市内24区社会福祉協議会が取り組んできました、さまざまな被災者支援活動の功労に対しまして、厚生労働大臣感謝状が贈呈される通知があり、4月16日、大阪市役所で「東日本大震災における被災者の支援活動等に対する厚生労働大臣感謝状伝達式」が行われ、西嶋善親大阪市福祉局長から、本会乾繁夫会長に感謝状が贈呈されました。

感謝状の次に添付しています東日本大震災の支援活動をご覧ください。

平成24年度の市社協の避難者支援に関する取り組みでございますが、(1)の東北ー大阪をつなぐ情報紙「IMONIKAI」を毎月発行しており、区社協の協力を得まして、大阪市内へ避難されている方々へ配布し、支援の輪の拡大に努めています。(2)の避難者交流会「Café IMONIKAI」を昨年の8月から毎月第4水曜日に開催しています。(3)の里帰り&ボランティアバスの運行でございますが、平成24年度は今年の1月と3月に2回実施し、福島県いわき市等へは24人、宮城県気仙沼市等へは31人参加されました。このゴールデンウィークの5月2

司 会

また、6月4日、火曜日でございますが、午後2時より会長・副会長選任にかかります新理事会を開催する予定でございます。新理事会につきましては、改めまして、開催の通知をさせていただきますので、ご出席方よろしくお願ひ申しあげます。

本日は、大変お忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございました。

これをもちまして、理事会を終了させていただきます。